



平成 18 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ソ ー 教 育
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 岩 佐 実 次
コ ー ト 番 号 4 7 1 4 (東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 伊 東 誠
電 話 番 号 03- 5996- 2501

ストックオプション (新株予約権) に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 21 日開催の取締役会において、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領により当社従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、承認を求める議案を、下記の通り平成 18 年 5 月 25 日開催予定の当社第 21 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者 (以下「新株予約権者」という。)

当社従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の数

当社普通株式 5,000 株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社との合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

5,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1 株とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日 (取引が成立していない日を除く。) における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.025 を乗じた金額 (1 円未満の端数は切り上げ) とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日終値 (取引が成立しない場合はその前日の終値) を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。(ただし、新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使により、新株式を発行する場合を除く。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行日から5年間とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、(4)に基づいて算出された払い込みをなすべき金額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。

その他権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の条件

当社は、新株予約権者が(7)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(10) 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

(注)上記の内容については、平成18年5月25日開催予定の当社第21回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。